

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第1号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所管所属：中央卸売市場

通知日：令和6年5月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
4	<p>産業廃棄物の保管場所の掲示板の設置について改善を求めたもの</p> <p>産業廃棄物保管場所において、掲示板が設置されていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場は、全保管場所の掲示状況等について確認を行い、不備が見られた場合は、保管場所で必要となる掲示板を速やかに設置するなど適正に対応すること。 2. 中央卸売市場は、廃棄物処理法施行規則の内容について研修により改めて周知徹底を図ること。 3. 中央卸売市場は、保管場所における掲示板の設置状況、廃棄物の保管状況の定期的な確認作業を実施する仕組みを構築すること。 	<p>【1】 ・全保管場所の確認を実施し、掲示板が設置されていなかった箇所が3箇所確認されたため、3箇所について令和5年7月25日までに掲示板を設置した。</p> <p>【2】 ・産業廃棄物を取り扱う全職員を対象として廃棄物処理法施行規則の理解度向上を図るために研修を実施した。</p> <p>【3】 ・保管場所における掲示板の設置状況及び廃棄物の保管状況のチェック項目を、指摘No. 5-2のチェックリストと合わせて作成し、毎月確認作業を実施する仕組みを構築した。 ・上記チェックリストに基づき月に1回の定期的な確認作業を実施する。</p>	措置済	令和5年12月28日
5	<p>産業廃棄物処理業務委託における検査、検査手続の不備について改善を求めたもの</p> <p>検査資料の確認及び各所属へのヒアリングの結果、次のとおり不備を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 部分払検査の実施にあたり、契約書第39条2に規定している部分払検査の請求書類を受理していなかった。 ■ 部分払検査及び完了検査において契約書第39条第3項の規定に基づき受注者の立会いを求めていなかった。 ■ 部分払検査及び完了検査において、必要となる打合せ書の確認が行われていなかった。 <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場は、監督職員、検査職員に対し契約図書、契約規則の重要性やチェックリストを含め必要な事務手続について定期的に研修を行うこと。 2. 中央卸売市場は、監督職員が実施すべき事務手続に必要となるチェックリストを整備すること。 3. 中央卸売市場は、検査職員が実施すべき検査業務に必要となるチェックリストを整備すること。 4. 中央卸売市場は、部分払検査の事務手続が適切に実施されているか契約事務審査会において検証を実施すること。 	<p>【1】 ・契約に関するマニュアル及びチェックリスト（指摘No. 5-2、5-3）などを活用し、監督職員及び検査職員に対し研修を実施した。また、今後も定期的に研修を実施することとした。</p> <p>【2】 ・監査の指摘事項を踏まえ、契約図書及び契約規則の確認を行い、監督職員が実施すべき事務手続のチェックリストを作成した。</p> <p>【3】 ・監査の指摘事項を踏まえ、契約図書及び契約規則の確認を行い、検査職員が実施すべき検査業務のチェックリストを作成した。</p> <p>【4】 ・契約事務審査会で部分払検査に係る書類の検証を行い、チェックリスト（指摘No. 5-3）を用いることで部分払検査の事務手続が適切に実施されていることを確認した。</p>	措置済	令和6年3月29日